

三鷹市自治基本条例要綱（案）

前 文

次のような趣旨で、前文を定める。

- 三鷹市政は、市民の信託に基づいて成立し、市民自治と参加を基本とし、市民のために行われるものでなければならない。
- 市民にとって最も身近な政府である三鷹市は、市民の期待に応え、市民のためのまちづくりを進めるとともに、まちづくりを担う多くの人々が、参加し、助け合い、そしてともに責任を担い合う協働のまちづくりを進めることを基調とする。そして、かけがえのない愛される郷土として、魅力と個性のあふれるまち三鷹を創ることを目指すものである。
- 三鷹市は、文人達も愛した緑と水の豊かなまちであり、これまでの歩みの中でも市民生活の向上に積極的に取り組むなど、常に先駆的なまちづくりを進めてきた。
- 私たち三鷹市民は、三鷹市の財産ともいえる自然と文化、歴史を大切に受け継ぎ、守り育てることを宣言するとともに、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした市民自治を確かなものとして築き上げ、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨をこの三鷹において実現するために、三鷹市の最高規範として、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

第1 条例の目的

この条例は、三鷹市における自治の基本理念と基本原則及び自治機構と自治運営の基本的な仕組みを定め、市民の信託に基づく自治の内容と責任の所在を明らかにするとともに、市民自治による協働のまちづくりを推進し、もって日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ることを目的とすることを定める。

第2 用語の定義

この条例における次の用語について、次のように定める。

- (1) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人及び

団体をいう。

(2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(3) 市 基礎自治体としての三鷹市をいう。

第3 条例の最高規範性等

- 1 この条例は、市政運営における最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図らなければならないことを定める。
- 2 この条例は、市民、市及び地方自治の推進を目指す人々の実践と検証に基づき、将来にわたり発展されるものであることを定める。

第2章 市民と市民自治

第4 地域における市民の権利、責務等

- 1 市民は、地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会貢献活動その他の自主的な活動を推進するために主体的に組織等を作り、他の何人からも干渉されず、自由に自立した活動を営むことができることを定める。
- 2 市民は、地域の諸課題の解決に向けて自ら行動し、市民自治を実現するために、まちづくりを主体的に行う権利を有することを定める。
- 3 市民は、1及び2の活動を行うときに、自らの発言と行動に責任を持つとともに、市民相互の連帯と責任に基づき、互いの意見と行動を尊重しなければならないことを定める。

第5 市政における市民の権利、責務等

- 1 市民は、市政の主権者であり、市政に参加する権利を有することを定める。
この場合において、市政に参加しないことによって不利益な扱いを受けないこととする。
- 2 市民は、市政情報に関し、知る権利を有するとともに、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を有することを定める。
- 3 市民は、法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、市民総体で納めた税の総額に見合う適正な行政サービスを受け、これを請求する権

利を有することを定める。

第3章 議事機関

第6 議会の役割、責務等

- 1 議会は、地方自治法の規定に基づき、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される議事機関であり、市民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視及び評価を行うことを定める。
- 2 議会は、1の役割、責務等を果たすため、議会の持つ調査権等の権限を最大限に発揮して活動することを定める。

第7 議会の情報提供等

- 1 議会は、市民と情報を共有するため、多様な形態による情報提供を積極的に推進することを定める。
- 2 議会は、市民に分かりやすく、市民が参加しやすい開かれた議会運営に努めるとともに、陳情、請願等の市民の要望に誠実に対応しなければならないことを定める。

第8 議会の立法活動、調査活動等

- 1 議会は、独自の政策提言と政策立案の強化を図るため、市民、学識者等の参加と協力を得て、立法活動、調査活動等を行うことができることを定める。
- 2 議員は、各々が市民から直接信託を受けた者として、議員間の議論の活性化に努めることを定める。

第4章 執行機関

第9 市長の責務

- 1 市長は、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、市政の代表者として市民の信託に応え、市民自治の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政の運営に当たらなければならないことを定める。
- 2 市長は、毎年、市政運営の方針を明確に定めるとともに、その達成状況を市民及び議会に説明しなければならないことを定める。

第10 執行機関の連携・協力

市の各々の執行機関は、所掌事務について、自らの判断と責任においてこれを誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、一体として行政機能を発揮しなくてはならないことを定める。

第11 補佐職の設置等

- 1 市長は、助役等の常勤の特別職に加えて、市長の業務を補佐し、専門的な助言を行うために、補佐職等を設置し、任用することができることを定める。
- 2 市長は、地方自治法第161条第2項及び第3項の規定に基づき設置する助役について、その職が市長を補佐し、代理する職であることを明確にするために、助役の呼称を副市長とすることができることを定める。

第5章 市政運営

第12 市の率先行動の基本原則

市は、国際規約等で確認されている人間の尊厳、自由、平等及び持続可能な発展を実現するために、市の役割と責任を明確にし、率先して行動することを定める。

第13 基本構想、基本計画の位置付け等

- 1 市は、総合的、計画的かつ戦略的な行政運営を行うために、市の最高計画として市議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るために、基本計画を策定することを定める。
- 2 基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動が図られるようにしなければならないことを定める。

第14 情報公開等

市は、市の保有する情報が市民の共有財産であり、すべての人の知る権利の実効的保障が、市民参加と公正で民主的な市政の推進のために極めて重要であることを認識し、開かれた自治体として積極的な情報公開と情報提供を行わなければならないことを定める。

第 15 個人情報保護

市は、市民の基本的人権を守るために、個人情報の適正な保護を行うとともに、何人に対しても、自己に係る個人情報の開示と適正な措置を請求する権利を保障するために、必要な措置を講じなければならないことを定める。

第 16 パブリックコメント

市は、重要な条例、計画等の策定に当たり、事前に案を公表し、市民の意見を聴取するとともに、提出された市民の意見に対する市長等の考え方を公表しなければならないことを定める。ただし、緊急を要する場合は、この限りでないこととする。

第 17 説明責任

市長等は、政策決定の理由を説明する責任を有するとともに、計画や事業の実施に当たって掲げた目標について、達成の有無及び達成状況等の結果を市民に分かりやすく説明しなければならないことを定める。

第 18 要望、苦情等への対応

- 1 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等に誠実、迅速かつ的確に対応するとともに、その結果について速やかに市民に回答しなければならないことを定める。
- 2 市長等は、市民から苦情として寄せられた事案について、その原因を追求し、再発防止、未然防止等の適正な対応に努めなければならないことを定める。
- 3 市長等は、毎年度、市民の要望、苦情等への対応状況について年次報告を取りまとめ、これを公表することを定める。

第 19 オンブズマン

- 1 市長は、市民の市政に関する苦情を公正かつ中立な立場で迅速に処理することにより、市民の権利利益を擁護し、市政に対する市民の信頼性を高め、公正で透明な市政の推進を図るため、三鷹市総合オンブズマン（以下「オンブズマン」という。）を設置することを定める。
- 2 オンブズマンは、市民の申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げ

た問題事案について、市長等に対して意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は苦情等の原因が制度そのものに起因するときは当該制度の改善に関する提言を行うことができることを定める。

- 3 市長等は、オンブズマンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うとともに、オンブズマンから勧告又は提言を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に処理しなければならないことを定める。

第 20 人事政策等

- 1 任命権者は、広く人材を求め、公正で有能な職員の任用に努めるとともに、適材適所の人事配置、効果的な人材育成及び適切な人事評価と処遇を行うことにより、職員と組織の能力が最大限に発揮されるよう努めなければならないことを定める。
- 2 職員は、その職責が市民の信託に由来し、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令等及び任命権者の指示に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を行うとともに、創意をもって自治の充実に努めなければならないことを定める。

第 21 法令順守、公益通報

- 1 市政の運営に携わる者は、市政に違法又は不当な事実があった場合、これを放置し、又は隠してはならず、組織の自浄作用により市政の透明性を高め、市政を常に適法かつ公正なものにしなければならないことを定める。
- 2 任命権者は、職員が、市の違法又は不当な事態を是正するために正当な通報をした場合、他の法令又は条例の規定に反しない限り、当該通報をしたことを理由に当該職員に不利益となる措置を行ってはならないことを定める。
- 3 市は、2 の通報機関として、第19に規定するオンブズマンにその通報の受付、調査、報告等の事務を委ねることができることを定める。

第 22 政策法務

- 1 市は、市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するために、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政を推進しなければならないことを定める。
- 2 市は、この条例及び第 13 に基づき定める基本構想及び基本計画の目的を達成

するために、分野別の基本条例、総合条例等を整備するものとする。

第 23 行政サービス提供の基本原則

市長等は、提供する行政サービスに関する情報を分かりやすく市民に公表するとともに、行政サービスの提供に当たっては、公平かつ効率的で、質の高いサービスの提供を図り、市民満足度の向上に努めなければならないことを定める。

第 24 自治体経営

- 1 市長等は、事業の実施に当たり、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めるとともに、地域における資源を最大限に活用した事業の戦略的な展開を図り、顧客志向かつ成果志向の自治体経営を推進しなければならないことを定める。
- 2 市長は、健全な財政運営に努めるとともに、市の財政、財務等に関する資料を作成して公表することにより、市の経営状況を的確かつ分かりやすく市民に伝えなければならないことを定める。
- 3 市長は、他の執行機関と連携を図りながら、各種の行政サービスを受ける市民間の負担の適正化と社会資本整備等における世代間の負担の公平化が図られるよう、適切な財政政策を進めなければならないことを定める。

第 25 評価及び監査

- 1 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、適切な目標設定に基づく行政評価を実施し、評価結果を施策等へ速やかに反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表しなければならないことを定める。
- 2 監査委員は、地方自治法第199条の規定に基づき、市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行の監査を行うにあたり、事務事業の適法性及び妥当性のほか、有効性、効率性及び経済性の評価等を踏まえた監査を行うことを定める。

第 26 出資団体等

- 1 市長等は、市の出資団体に対して、適切な情報公開及び個人情報の保護が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう必要な支援及び要請を行うことができることを定める。
- 2 市長等は、他の団体へ出資又は業務の委託を行う場合は、必要な範囲で、当該団体の業務や財務に関する情報の開示を求めることができることを定める。
- 3 市長等は、補助金の交付を行った団体等による公共的なサービスの提供に係る市民の苦情を受けた場合、当該団体等の協力を得て、その苦情の内容を調査し、必要な場合、当該団体等に対して意見、助言等を述べることを定める。

第27 出資団体及び他の官公庁との連携等

市長等は、市の出資団体及び他の官公庁と連携し、三鷹市における総合的なまちづくりの推進を図るとともに、必要に応じて、協議会等を設置し、まちづくりの推進に関する協定等を締結することができるものとする。

第28 危機管理

市は、市民の身体、生命及び財産の安全性の向上に努めるとともに、市民、事業者、関係機関との協力、連携及び相互支援によって、緊急時に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めることを定める。

第 6 章 参加及び協働

第 29 計画の策定過程等

- 1 市は、基本構想、基本計画及びその他の重要な個別計画（以下「計画等」という。）の策定に当たっては、市民の多様な参加を保障するとともに、市民の検討に必要な情報を取りまとめた資料集等の作成を行うことを定める。
- 2 市は、計画等の進捗状況の管理及び達成状況の把握を適切に行い、これを公表するとともに、社会情勢等の変化に弾力的に対応した計画等の改定を行うことを定める。

第 30 市民会議等の設置及び運営

- 1 市長等は、市民会議、審議会等（以下「市民会議等」という。）を設置するときは、設置目的等に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一の委員が著しく長期にわたって就任すること及び同時期に多数の市民会議等の委員に就任することのないように努めなければならないことを定める。
- 2 市長等は、市民会議等の会議を、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、原則的に公開することを定める。ただし、市民会議等は、特別な理由があるときは、会議に諮り、その会議の全部又は一部を非公開とすることができるものとする。

第 31 コミュニティ活動

- 1 市長等は、市民の自発的な地域における自治活動及びコミュニティ活動が推進されるよう、活動拠点となるコミュニティ・センター及び地区公会堂（以下「コミュニティ施設」という。）の環境整備及び必要な支援を行うとともに、市民と連携したまちづくりを進めることを定める。
- 2 コミュニティ施設は、市民の、市民による、市民のための施設として、市民の自由と責任を基調とした管理運営が行われなければならないことを定める。

第 32 協働のまちづくり

- 1 市長等は、市、市民、事業者等の多様な主体が相互に連携・協力し、まちづくりや公共サービス提供の担い手となる協働のまちづくりを推進するために、市民協働センターの環境整備を行うとともに、必要な支援を行うことを定める。
- 2 市長等は、協働のまちづくりの推進において、多様な主体が情報を共有し、意見を交換し、開かれた参加と意思形成が図られるよう、多様で開かれた場と機会の創設に努めることを定める。
- 3 市民及び市長等は、計画の策定及び実施の過程において、市民参加の実効性を確保し、協働のまちづくりを推進するために、市民及び市長等の双方の役割、責務等を定めたパートナーシップの推進に関する協定を締結することができることを定める。

第 33 学校と地域との連携

教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の力を活かした、創意工夫と特色ある学校づくりを図るとともに、市長と連携して学校を核としたコミュニティづくりを進めることを定める。

第 34 住民投票

- 1 年齢満18年以上の日本国籍を有する者又は年齢満18年以上の永住外国人で、引き続き3月以上市に住所を有するものは、市政の重要事項について、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができることを定める。
- 2 1の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を別に定める。
- 3 市長は、1の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を1の代表者に通知するとともに、これを公表することを定める。
- 4 1から3に掲げるもののほか、1による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとするを定める。

第 35 市長選挙に立候補する者等

- 1 市長選挙に立候補する者は、選挙公約として掲げる政策等について、その目標値、達成時期等を具体的に提示するように努めることを定める。
- 2 市長に選出された者は、選挙公約の実現を図るとともに、それが実現できない場合又は実現しない場合は、その理由を説明するように努めることを定める。

第 7 章 政府間関係

第 36 国、東京都等との政府間関係の改革

市は、基礎自治体である市町村優先の原則に基づき、国、東京都等（以下「国等」という。）との適切な政府間関係の確立が図られるよう、国等に対して、制

度、政策等の改善に向けた取組を積極的に行うとともに、関係団体、市民等と連携協力し、自治基盤の強化に努めることを定める。

第 37 他の自治体等との連携

市は、他の自治体等と連携協力して、行政サービスや施設の相互利用、共通する課題への広域的対応等を行うことにより、市民サービスの向上を図り、効果的で効率的な行政運営を行うことを定める。

第 38 海外の自治体等との連携、国際交流の推進

市は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携、交流及び協力を推進するとともに、市民による公共的な国際活動への支援を行うことにより、相互理解の推進、共通する都市問題への取組及び平和、人権、環境等の地球規模の諸問題への取組を行うことを定める。

第 8 章 雑則

第39 委任

この条例の施行について必要な事項は、規則に委ねることを定める。

第40 附則

この条例は、公布の日から施行することを定める。